

News Release

平成23年4月7日

各位

東北地方太平洋沖地震に伴う他行預金払戻し金融機関の追加について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

ふくおかフィナンシャルグループ（取締役会長兼社長谷正明）では、被災者支援と災害復旧支援の一環として、グループ傘下の福岡銀行、熊本ファミリー銀行、親和銀行本支店の各窓口にて、被災地域の金融機関にご預金をお持ちの被災者の皆さまを対象に、「代理現金払戻し」の取扱いを開始いたしておりますが、今般、下記金融機関の「代理現金払戻し」の取扱いを追加することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 対象の金融機関

きらやか銀行・北日本銀行・仙台銀行・福島銀行・大東銀行・荘内銀行・山形銀行・岩手銀行・東北銀行・七十七銀行の10金融機関（既に取扱開始の金融機関～東邦銀行・常陽銀行）

2. 取扱開始日

福岡銀行	親和銀行	熊本ファミリー銀行
平成23年4月8日（金）～		

3. 取扱の窓口

銀行窓口営業日の午前9：00～午後3：00まで、上記の全営業店（出張所を含む）にて受付。

4. 「代理現金払戻し」の内容

（1）対象となる口座

原則、当座預金、普通預金等の流動性預金。

（定期預金については、お取引銀行にお問い合わせください）

（2）払戻（現金支払）限度額

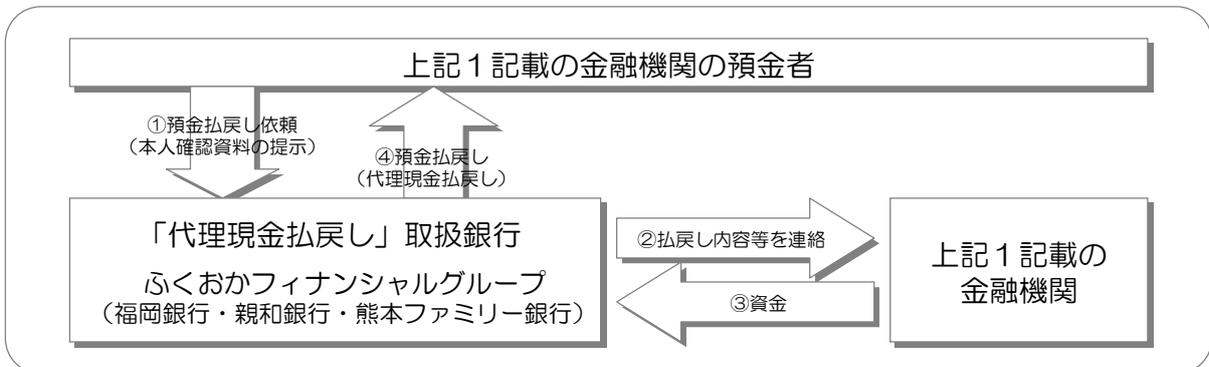
法人・個人を問わず、預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日原則10万円（千円単位）まで。ただし、10万円超のお取扱いにつきましては、お取引銀行の判断で可能な場合もあります。

東邦銀行・常陽銀行の預金者の方は4月1日付「東北地方太平洋沖地震に伴う他行預金払戻しの取扱開始について」をご参照ください。

5. ご本人確認について

（1）ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。

（2）通帳、お届け印等をお持ちのお客さまは窓口にてご提示ください。また、通帳、お届け印等をお持ちでないお客さまのお引出しについてもご相談ください。



以上

《 本件に関するお問合せ先 》
 ふくおかフィナンシャルグループ 事務統括部 担当 京都、藤野
 TEL 092 - 723 - 2451